

ふるさと融資制度を活用しませんか

図地域づくり課(西有家庁舎) ☎73-6631

市では、地域振興につながる民間事業活動を促進するため、(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)の支援による、無利子貸付け「ふるさと融資」を実施しています。機械の導入や新工場の建設など施設整備を検討している事業者は、ご相談ください。

●対象

- ① 法人格を有すること
- ② 新規事業による新規雇用が1人以上
- ③ 貸付対象費用の総額(消費税、用地取得費を除く)が1,000万円以上

●融資割合…貸付対象費用の総額から補助金などを控除した額の45%以内

●融資条件

- ① 無利子貸付。融資期間は5年以上15年以内(5年以内の据置期間を含む)
- ② 償還は元金均等半年賦償還
- ③ 金融機関(政府系金融機関は除く)の連帯保証が必要



この制度を活用し、(株)上村製麺が高性能素麺乾燥機を導入し、品質の安定した安心安全な素麺を製造するための工場を令和3年3月に新設しました。

地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金

図商工振興課(西有家庁舎) ☎73-6633

市内中小企業者が、地場産業の振興につながる商品の生産能力の拡大や商品・サービスの付加価値向上などを図るために雇用拡大を伴った設備投資などを行う場合、補助を行います。取り組みを検討している人は、ご相談ください。

- 対象経費…人件費、店舗などの借入費、設備費、改修費など
- 補助金額…対象経費の3分の2以内(上限400万円)
- 申請期限…5月28日(金) ※詳しくは、お問い合わせください。



市HP

「地域物産開発販売支援事業」 地域資源を利用した商品開発・改良を支援します

図商工振興課(西有家庁舎) ☎73-6633

市内で収穫・加工される県指定の南島原市地域資源を利用した新商品の開発や商品の改良を支援します。取り組みを検討している人は、ご相談ください。

●対象…市内に住所のある個人、地域団体または中小企業者

●補助率および補助限度額

- ・補助率…対象経費の2分の1以内
- ・補助限度額…50万円(商品改良は25万円)

※「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」に関する商品については、3分の2以内

※地域資源一覧については、市ホームページをご覧ください。



市HP



補助事業を活用して開発された商品

「市内業者」入札参加資格申請の随時受付

図管財契約課(西有家庁舎) ☎73-6626

市が発注する工事や物品などの競争入札、随意契約への参加を希望する市内事業者(本社)は、令和3年度入札参加資格申請書の提出をお願いします。

●受け付ける業務

- ・建設工事
- ・建設コンサルタント等業務
- ・物品調達、その他業務

●受付期間

5月6日(木)～12月28日(火)(期限必着)
※土日祝日を除く

●入札参加資格の有効期間

参加資格決定日～令和4年3月31日

●申請先…管財契約課

〒859-2211 西有家町里坊96番地2

●申請方法

過去に電子申請している場合は③以降の手続きになります。今回初めて電子申請を行う場合は①からの手続きが必要です。

- ①申請者から本市へ電子申請を行うための利用申請
- ②本市から申請者へ電子申請のための業者番号を送信
- ③電子申請システムで必要事項を入力
- ④システムから打ち出し印刷し、申請ボタンを押す
- ⑤チェックリスト、申請書および添付書類を「A4紙ファイル」にトジ、管財契約課へ提出

※原則、電子申請と「A4紙ファイル」の提出が必要です。

※詳しくは市ホームページおよび管財契約課窓口でご案内します。電子申請が困難な場合は、ご相談ください。

自動車税・軽自動車税について

図税務課(西有家庁舎) ☎73-6642

自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の納期限は5月31日(月)です

※お近くの金融機関やコンビニエンスストアなどで納期内に納めましょう。

図自動車税(種別割)のことは……県央振興局 税務部 ☎0957-22-0508

図軽自動車税(種別割)のことは……南島原市役所 税務課 ☎73-6642



【軽自動車税(種別割)納税証明書の発行について】

●口座振替

- ・口座振替を利用している人の軽自動車税(種別割)納税証明書は、6月下旬ごろ発送予定です。
- ・口座振替を利用している人で車検などにより、早めに納税証明書が必要な人については市役所窓口で申請した場合にのみ、前年度までの納付状況により有効期限を延長した納税証明書を交付します。

●スマホ決済アプリ

- ・スマホ決済アプリで納期限までに納めた人の納税証明書は、6月中旬ごろ発送予定です。
- ・お支払手続き完了から収納確認まで約2週間かかりますので、車検などにより、早めに納税証明書が必要な人は必ず市役所窓口で納付してください。

【軽自動車税(種別割)の減免申請について】

身体などに障がいがある人のために使用する軽自動車などで、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

また、社会福祉法人の所有する車で、もっぱら本来の事業に利用する軽自動車なども申請により減免されます。

●受付期間…5月14日(金)～28日(金)

※障がいの程度により減免の対象とならない場合がありますので、詳しくは税務課または各支所にお問い合わせください。

※減免申請は毎年度必要です。昨年申請をされた人でも手続きが必要となりますのでご注意ください。

※家族運転で同一世帯でない場合には、病院の領収書の提出が必要になる場合もあります。